

農整 第 931 号

平成28年3月28日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部（森林整備保全事業及び農業農村整備事業）の  
発注工事における諸経費率等の改正について（通 知）

このことについて、「森林整備保全事業の設計積算要領の制定について」及び「土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について」の一部改正に伴い、平成28年4月以降の設計にかかる工事より、別紙のとおり、諸経費率（森林整備保全事業）及び交通誘導警備員における積算計上の方法を適用することとしたので通知します。

記

改正概要

- 1) 森林整備保全事業の工事における工事別共通仮設費率、現場管理費率の改正
- 2) 「森林整備保全事業」及び「農業農村整備事業」における交通誘導警備員の積算計上を間接工事費（積上安全費）から直接工事費へ変更

（事務担当 農村整備課技術管理係 内線3836）

## I 森林整備保全事業 土木工事（改正後）

### 1) 工事別共通仮設費率

対象額 適用 工種区分	600万円以下	600万円を超え 10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率と する (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
<u>河川・道路構造物工事</u>	<u>20.77</u>	<u>1,228.3</u>	<u>-0.2614</u>	<u>5.45</u>
治山・地すべり工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備 A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
森林整備 B	5.40	24.0	-0.0956	—
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
<u>鋼橋架設工事</u>	<u>38.36</u>	<u>10,668.4</u>	<u>-0.3606</u>	<u>6.06</u>
P C 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62

対象額 適用 工種区分	200万円以下	200万円を超え 1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率と する (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
<u>道路維持工事</u>	<u>23.94</u>	<u>4,118.1</u>	<u>-0.3548</u>	<u>5.97</u>

### [新 設]

対象額 適用 工種区分	600万円以下	600万円を超え 3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率と する (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
<u>橋梁保全工事</u>	<u>27.32</u>	<u>7,050.2</u>	<u>-0.3558</u>	<u>6.79</u>

・市街地における次の表の工種区分の場合において、共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

### 市街地における共通仮設費率の補正係数

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1. 3
	<u>橋梁保全工事</u>	
	舗装工事	
	道路維持工事	

## 2) 工種別現場管理費率

対象額 適用 工種区分	700万円以下 下記の率と する (%)	700万円を超えるもの		10億円を超えるもの 下記の率とする (%)	
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	
<u>河川・道路構造物工事</u>	<u>41.29</u>	<u>420.8</u>	<u>-0.1473</u>	<u>19.88</u>	
治山・地すべり工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	
森林整備	41.68	366.3	-0.1379	21.03	
道路工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	
<u>鋼橋架設工事</u>	<u>46.66</u>	<u>276.1</u>	<u>-0.1128</u>	<u>26.66</u>	
P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	

対象額 適用 工種区分	200万円以下 下記の率と する (%)	200万円を超えるもの		1億円を超えるもの 下記の率とする (%)	
		算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
<u>道路維持工事</u>	<u>58.61</u>	<u>605.1</u>	<u>-0.1609</u>	<u>31.23</u>	

### [新 設]

対象額 適用 工種区分	700万円以下 下記の率と する (%)	700万円を超えるもの		3億円を超えるもの 下記の率とする (%)	
		算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
<u>橋梁保全工事</u>	<u>63.10</u>	<u>1,508.7</u>	<u>-0.2014</u>	<u>29.60</u>	

・市街地における次の表の工種区分の場合において、現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

### 市街地における現場管理費率の補正係数

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1. 3
	<u>橋梁保全工事</u>	
	舗装工事	
	道路維持工事	

## II 交通誘導警備員の直接工事費への計上について

### (森林整備保全事業、農業農村整備事業)

・交通管理に要する費用（交通誘導員及び機械の誘導員等の費用）については、これまで間接工事費の共通仮設費（安全費）に積上計上していたが、改正により直接工事費の（その他費用※注1・仮設費※注2）へ積上計上するものとする。

※注1）森林整備保全事業・・・・・・「その他費用」

※注2）農業農村整備事業・・・・・・「仮設費」